

はちのこ第3学級指定管理者募集要項

本市の放課後児童クラブであるはちのこ第3学級の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

(1) 名称

はちのこ第3学級

(2) 所在地

山口市小郡下郷306番地1

(3) 開設予定日

令和6年4月1日

(4) 施設の設置目的

この施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施します。

(5) 開所時間等

①開所時間

- ・小学校の放課後から午後6時まで
- ・小学校の休業日は、午前8時30分から午後6時まで（開所時間延長事業の利用児童がいる場合は、午前8時から午後6時まで）

※ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を変更することができます。また、小学校の臨時休校等により市から開所を要請する場合があります。

②休所日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日まで

※ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日を変更することができます。

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

- (1) 留守家庭児童の育成に関すること
- (2) 放課後児童クラブの運営管理に関すること
- (3) その他、市長が必要と認めること

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

4 指定管理料予定額（上限額）

5年間総額の上限度額：101,553千円

詳細は、別紙1 指定管理料予定額の積算内訳を参照してください。

5 応募に関する事項

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有すること
(設置地域の地縁団体等で構成される団体を除く。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 児童福祉法に定める事業及び施設並びにその他の社会福祉施設（以下、「事業等」という。）を運営している者で、次の各号に該当しないこと
 - ① その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定を取り消され、その取り消された日から5年を経過していない者
 - ② その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定の効力を全部または一部停止され、その満了の日の翌日から2年を経過していない者
 - ③ その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から法令に基づき、適切な措置をとるべき勧告を受け、なおこれに従わず措置命令を受け、その措置命令の日から2年を経過していない者
- (4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと
- (5) 山口市から指名停止措置を受けていないこと
- (6) 市民税、法人税等を滞納していないこと
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと
- (8) 労働者災害補償保険に加入していること
- (9) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと
- (10) 貸金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適當であると認められる団体でないこと
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

6 募集日程

内容	時期
1 募集要項及び仕様書の配布	令和5年8月1日(火)～9月22日(金)
2 質問事項の受付	令和5年8月10日(木)～25日(金)
3 質問の回答	令和5年9月1日(金)
4 応募書類の受付	令和5年9月4日(月)～9月22日(金) ※最終日は17時必着
5 選定委員会(応募者ヒアリング)	令和5年10月中旬
6 選定結果の公表	令和5年11月1日(水)
7 指定管理者の指定	令和5年12月下旬
8 基本協定締結	令和6年2月中旬
9 年度協定締結	令和6年4月1日(月)

7 募集の手続き

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ①配布期間 令和5年8月1日(火)～9月22日(金) 午後5時まで
- ②配布場所 山口市こども未来部こども未来課
- ③その他 募集要項及び仕様書は市のウェブサイトに掲載しています。

(2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和5年8月10日(木)～25日(金)まで
- ②受付方法 質問書に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 083-934-4147 E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp
- ③回答方法 令和5年9月1日(金)に市のウェブサイトで公表します。

(3) 申請書の受付

- ①受付期間 令和5年9月4日(月)～22日(金)まで(当日、午後5時までに必着のこと。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)
- ②提出場所 山口市こども未来部こども未来課
〒753-8650 山口市亀山町2-1 電話 083-934-2756
- ③提出書類一覧(様式の指定がないものは任意様式とします)

ア 指定申請書

書類番号	書類名	備考
ア-1	指定申請書 ※共同企業体の場合、次の書類も添付 ・共同企業体協定書 ・委任状	山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則別記様式(第3条関係)

イ 応募法人等についての書類

書類番号	書類名	備考
イー 1	定款、規約等	最新の定款、規約その他これらに類する書類
イー 2	(法人の場合のみ) 法人登記簿謄本	申請日前 3 か月以内に発行されたもの
イー 3	役員名簿	最新のもの
イー 4	市税等の滞納がないこと の証明	市が交付する滞納がないことの証明を提出すること
イー 5	財務諸表等	直近 3 年間の財務諸表 (任意団体で財務諸表を作成していない場合は団体の決算書)

ウ これまでの事業実績についての書類

書類番号	書類名	備考
ウー 1	児童福祉事業の実績 (様式)	過去 5 年程度の児童福祉事業の実績

エ 事業計画についての書類

書類番号	書類名	備考
エー 1	事業計画書 (様式)	パンフレット等の既存資料がある場合は、それらの添付も可能とします。

オ 収支予算書

書類番号	書類名	備考
オー 1	収支予算書 (様式)	令和 6 ~ 1 0 年度 (4 ~ 3 月分で積算) ※加配対象児童は 3 人として積算すること

カ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿
(暴力団排除に係る資格審査のため)

書類番号	書類名	備考
カー 1	誓約書 (様式)	

キ その他

書類番号	書類名	備考
キー 1	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類	最新のもの

④提出部数 正本1部、副本（正本のコピー）9部

※原則A4縦型とし、上記③の順に揃えてインデックスを貼ること。

⑤その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。

8 選定方法

こども未来部指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が選考事項（別紙2採点基準表参照）に沿って採点した評価値をもとに、必要最低限の選定基準を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い申請者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。

9 申請に要する経費及び留意事項

- (1) 申請に要する経費は全て申請者の負担とします。
- (2) 申請にあたって提出した書類の内容の変更及び差し替えは、軽微な誤りの修正を除き認めません。
- (3) 提出書類はお返しできません。
- (4) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。
また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

11 ヒアリング

令和5年10月中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人等の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

12 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市のウェブサイトで発表します。

指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表します。

また、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。（ただし、その他の団体の個別の採点結果については「団体A」「団体B」・・・と表記します。）

13 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和5年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

14 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。

ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。この場合、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

15 事務・業務の引継ぎについて

指定管理者を指定後、令和6年4月の業務開始に向けて、随時、当該指定管理者と協議や事務引継ぎを行います。その経費については指定管理者の負担とします。

16 配布書類

- (1) 指定申請書（様式）
- (2) 児童福祉事業等の実績（様式）
- (3) 事業計画書（様式）
- (4) 収支予算書（様式）
- (5) 誓約書（様式）
- (6) 質問書

- (7) はちのこ第3学級指定管理者仕様書
- (8) 山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例
- (9) 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 山口市放課後児童クラブ運営規則

問い合わせ先

山口市こども未来部こども未来課

子育て応援担当

電話 083-934-2756

FAX 083-934-4147

E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

別紙1 指定管理料予定額の積算内訳

項目	金額	内訳	積算	説明
人件費	35,961,500	支援員・補助員人件費	1,013 円 × 1,507 時間 × 4 人 × 5 年 (平日) 1,013 円 × 536 時間 × 2 人 × 5 年 (土曜)	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の定めるところにより、支援の単位が2の本施設では4人以上の配置が必要 土曜日は支援の単位が1(2人配置)を想定
	607,800	支援員・補助員時間外	1,013 円 × 30 時間 × 4 人 × 5 年	
	481,175	引継ぎ加算	1,013 円 × 95 日 × 5 年	長期休業中等で午前中から開所する日については、職員の交代に伴う引継ぎ
	8,509,095	賃金改善手当	119 円 × 2,043 時間 × 7 人 × 5 年	都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員に対して支給する
	4,620,000	処遇改善手当	11,000 円 × 7 人役 × 12 月 × 5 年	放課後児童クラブに勤務する者(事務員等含む)で、就業規則等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じたもので計算
	2,127,300	代替職員賃金	1,013 円 × 7 人 × 60 時間 × 5 年	職員の有給休暇等の際の代替職員人件費
	31,043,385	障がい児受入人件費 (職員の追加配置)	1,013 円 × 2,043 時間 × 3 人 × 5 年	障がい児の受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置 (本指定管理者募集にあたっては、3人を想定しています)
	8,400,000	社会保険料等	20,000 円 × 12 月 × 7 人 × 5 年	
運営費	2,750,000	光熱水費	550,000 円 × 5 年	電気、上下水道、ガス代
	276,000	電話代	4,600 円 × 12 か月 × 5 年	
	332,000	活動費	33,200 円 × 2 支援の単位 × 5 年	職員の研修参加等に係る経費
	4,395,000	教材費	50 円 × 60 定員 × 293 開所日 × 5 年	
	332,500	スポーツ保険料	児童分 (800 円 × 60 人) + 職員分 (1,850 円 × 10 人) × 5 年	
	516,000	職員健康診断料	10,320 円 × 10 人 × 5 年	
	100,000	インフル予防接種補助	2,000 円 × 10 人 × 5 年	
運営 雑費	1,100,500		220,100 円 × 5 年	運営雑費等
合計	101,553,000	* 千円未満切り上げ		

別紙2 採点基準表

評価項目		評価の視点	審査書類	評点	
大項目	小項目				
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	事業計画書 1. (3)	10点満点 10/8/6/4/2/0	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	指定管理者に応募した動機	・事業運営に対する姿勢は意欲的か。 ・施設の公益性を認識しているか。	事業計画書 1. (1)	5満点 5/4/3/2/1/0	
	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	事業計画書 1. (2)	15満点 15/12/9/6/3/0	
利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	事業計画書 2. (1)	15満点 15/12/9/6/3/0
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	事業計画書 2. (2)	10満点 10/8/6/4/2/0
		土曜日・長期休業中の活動内容	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	事業計画書 2. (3)	10満点 10/8/6/4/2/0
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	事業計画書 2. (4)	15満点 15/12/9/3/0
		児童の衛生管理、体調管理	・熱中症対策、感染症予防、食中毒防止のための取組がなされているか。	事業計画書 2. (5)	15満点 15/12/9/3/0
		地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	事業計画書 2. (6)	10満点 10/8/6/4/2/0
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	収支予算書	5満点 5/4/3/0	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	安定した運営を行うための財政的基盤	・応募者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	10満点 10/8/6/4/2/0	
	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	事業計画書 3. (1) 3. (2)	10満点 10/8/6/4/2/0	

	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。 	事業計画書 3. (3)	10満点 10/8/6/4/2/0
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。 	事業計画書 3. (5)	10満点 10/8/6/4/2/0
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。 	事業計画書 4. (1) 4. (2)	10満点 10/6/0
	人材育成のための取り組みがなされていること	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画や人材育成方針に沿った取り組みがなされているか。 	事業計画書 4. (3)	15満点 15/12/9/6/3/0
	同種施設、類似施設での運営実績があること	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ、その他児童福祉施設の運営実績があるか。 	児童福祉事業の実績	15満点 15/12/9/0
(5) 市の施策への貢献が期待できること	市の施策を踏まえた事業提案があること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者独自の取り組みが市の施策へ貢献しているか。 ・放課後児童クラブだけではなく、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援などについて連携した取り組みが提案されているか。 	事業計画書 5. (1)	10満点 10/8/6/4/2/0
合計				200

指 定 申 請 書

令和 年 月 日

山口市長 伊藤 和貴 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 ㊟

下記施設の指定管理者の指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

施設名	はちのこ第3学級
施設の所在	山口市小郡下郷306番地1

(添付書類)

募集要項に記載されている提出書類

<申請者連絡先>

担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

児童福祉事業の実績

応募者名	
------	--

主として過去5年程度の児童福祉事業の実績（事業内容、利用者数等）を要約して記入してください。
また、参考資料があれば、適宜添付してください。

事業名称	実施年数	事業内容	利用者数

事業計画書

応募者名	
------	--

留意事項

枠の大きさは、必要に応じて調整してください。

本計画書の各項目に関することについて、応募者作成のリーフレットや行事予定表等の独自資料がある場合は、当該資料の添付をもって、記入に代えることができます。

その場合は、該当項目欄に、『添付資料「書類のタイトル」〇～×頁のとおり』と記入してください。

1. 施設運営の基本方針等

(1) 本公募に応募した理由、動機を記入してください。

--

(2) 当該施設の管理運営に係る理念及び基本方針を記入してください。

--

(3) 利用申込者や利用者の公平性の確保の方法について記入してください。

--

事業計画書

2. サービス向上の取り組みについて

(1) 実施予定の各種行事（誕生日会や長期休業中の各種イベントなど）について記入してください。

実施時期	内容

(2) 午後から開所の場合（平日）の活動内容について記入してください。

--

事業計画書

(3) 朝から開所の場合（土曜日や長期休業中）の活動内容について記入してください。

(4) 支援が必要な児童の対応について方針、体制を記入してください。

(5) 児童の衛生管理、体調管理の方法（感染症対策、熱中症対策、食中毒防止）について記入してください。

事業計画書

(6) 学校や地域など、施設を取り巻く関係団体・関係機関との連携の方針について記入してください。

3. 利用者及び職員の安全安心の確保

(1) 安全管理（事故防止、防犯・防災対策）の体制、取組みについて記入してください。

(2) 個人情報保護のための方策について記入してください。

事業計画書

(3) 施設や備品の維持管理の方法、体制及び環境に対する配慮方法について記入してください。

(4) 保護者等からの苦情処理体制、要望対応について記入してください。

事業計画書

4. 職員配置及び人材育成

(1) 適切な保育の提供と施設の管理の観点から、職員配置について、放課後、長期休業中の体制などの基本的な考え方を記入してください。

--

(2) 保育の質（専門性）を確保するための採用に関する基本的な考え方を記入してください。

職員の主な募集方法	
職員採用の方針	

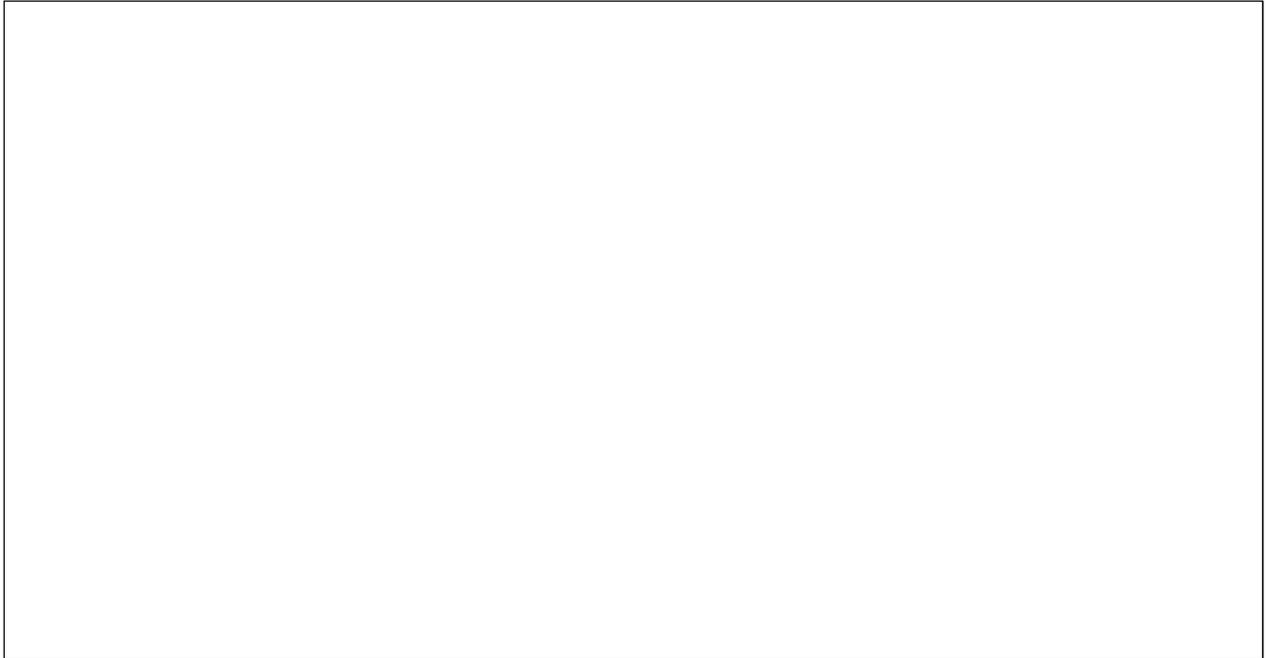
(3) 人材育成に関する基本的な考え方と、職員研修等の実施・参加の計画を記入してください。

--

事業計画書

5. 応募者による独自提案

その他、市の施策推進に資する自主事業の実施や他団体との連携など、応募者における独自提案を記入してください。



令和6年度収支予算書

施設名：_____

＜収入の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
指定管理料		
合計		

＜支出の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
人件費		
賃金改善手当		
処遇改善手当		
障がい児受入人件費		
・・・		
合計		

※1 「収入の合計」と「支出の合計」は、同額となること。

※2 項目は適宜追加・修正すること

※3 備考欄には、予算内訳について詳細に記載すること。

※4 自主事業を行う場合は、別途、収支予算及び事業計画書を作成すること。

※5 人件費については、加配対象児童を3人と仮定して積算すること

令和7年度収支予算書

施設名： _____

＜収入の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
指定管理料		
合計		

＜支出の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
合計		

- ※1 「収入の合計」と「支出の合計」は、同額となること。
- ※2 項目は適宜追加・修正すること
- ※3 備考欄には、予算内訳について詳細に記載すること。
- ※4 自主事業を行う場合は、別途、収支予算及び事業計画書を作成すること。
- ※5 人件費については、加配対象児童を3人と仮定して積算すること

令和8年度収支予算書

施設名： _____

＜収入の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
指定管理料		
合計		

＜支出の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
合計		

- ※1 「収入の合計」と「支出の合計」は、同額となること。
- ※2 項目は適宜追加・修正すること
- ※3 備考欄には、予算内訳について詳細に記載すること。
- ※4 自主事業を行う場合は、別途、収支予算及び事業計画書を作成すること。
- ※5 人件費については、加配対象児童を3人と仮定して積算すること

令和9年度収支予算書

施設名： _____

＜収入の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
指定管理料		
合計		

＜支出の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
合計		

- ※1 「収入の合計」と「支出の合計」は、同額となること。
- ※2 項目は適宜追加・修正すること
- ※3 備考欄には、予算内訳について詳細に記載すること。
- ※4 自主事業を行う場合は、別途、収支予算及び事業計画書を作成すること。
- ※5 人件費については、加配対象児童を3人と仮定して積算すること

令和10年度収支予算書

施設名： _____

＜収入の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
指定管理料		
合計		

＜支出の部＞

単位：千円

項目	予算額	備考（予算額内訳）
合計		

- ※1 「収入の合計」と「支出の合計」は、同額となること。
- ※2 項目は適宜追加・修正すること
- ※3 備考欄には、予算内訳について詳細に記載すること。
- ※4 自主事業を行う場合は、別途、収支予算及び事業計画書を作成すること。
- ※5 人件費については、加配対象児童を3人と仮定して積算すること

指定管理者の指定申請に係る誓約書

年 月 日

(宛先)

山口市長

(申請者)

所在地：

法人(団体)名：

代表者氏名：

㊟

はちのこ第3学級の指定管理者指定申請を行うに当たり、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 はちのこ第3学級指定管理者募集要項に定める応募資格を全て満たしており、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 当法人(団体)及び役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体ではありません。
- 3 名簿(役員等一覧)に記載された者は、本誓約書2に係る確認のため、山口県警察本部に対して本誓約書及び名簿が提供される場合があることに同意しています。
- 4 上記の確認のために必要な調査を行うことに同意するとともに、申請内容について事実と異なることが判明し、選定における失格又は指定の取消しその他必要な措置を受けた場合は、当該措置に従います。

令和 年 月 日

山口市長 伊藤和貴様

所在地 _____

法人・団体名 _____

代表者名 _____

募集要項及び仕様書に関する質問書

施設名		
該当箇所	募集要項・仕様書	ページ () 行 ()
質問項目		
質問内容		
質問者氏名		
質問者連絡先		
E-mail		

※質問は質問書1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設(以下「放課後児童クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
わかくさ学級	山口市大殿大路213番地
わかくさ第2学級	山口市大殿大路213番地
やまびこ学級	山口市元町2番26号
やまびこ第2学級	山口市元町3番16号
やまびこ第3学級	山口市元町3番16号
すずみ学級	山口市宮野下3017番地
すずみ第2学級	山口市宮野下3017番地
うえき学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号
うえき第2学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号
うえき第3学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号
みなみ学級	山口市大内矢田南二丁目3番5号
みなみ第2学級	山口市大内矢田南二丁目3番6号
みなみ第3学級	山口市大内矢田南二丁目3番7号
しょうだ学級	山口市下小鯖2519番地
ひめやま学級	山口市黒川1214番地1
ひめやま第2学級	山口市黒川1214番地1
ひめやま第3学級	山口市黒川1214番地1
さわやか学級	山口市矢原1486番地
さわやか第2学級	山口市矢原1486番地
もみじ学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号
もみじ第2学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号
もみじ第3学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号
なかよし学級	山口市白石一丁目10番1号
なかよし第2学級	山口市白石一丁目10番1号
わくわく学級	山口市鑄銭司4058番地
くすのき学級	山口市仁保中郷82番地
たんぼぼ学級	山口市秋穂二島6165番地
おおぞら学級	山口市嘉川1399番地1
はばたき学級	山口市佐山1340番地1
ひまわり学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号
ひまわり第2学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号
ひまわり第3学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号
はちのこ学級	山口市小郡下郷254番地3
はちのこ第2学級	山口市小郡下郷254番地3
しらさぎ学級	山口市小郡緑町8番6号
しらさぎ第2学級	山口市小郡緑町7番30号
しらさぎ第3学級	山口市小郡緑町8番6号
徳佐児童クラブ	山口市阿東徳佐中3287番地9
おひさまクラブ2	山口市阿知須4251番地

にこにこ学級	山口市名田島1536番地1
大海なかよし学級	山口市秋穂東2566番地2

(管理)

第3条 放課後児童クラブの管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 留守家庭児童の育成に関すること。
- (2) 放課後児童クラブの管理運営に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第5条 指定管理者が放課後児童クラブの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

2 市長が、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、次に指定された指定管理者が放課後児童クラブの管理を行う期間は、[前項](#)の規定にかかわらず、管理を開始した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(休所日)

第6条 放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) [国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開所時間)

第7条 放課後児童クラブの開所時間は、小学校の放課後から午後6時までとする。

2 小学校の休業日に当たる場合の開所時間は、市長が別に定める。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(対象児童)

第8条 放課後児童クラブに入所できる者は、本市に住所を有する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市留守家庭児童学級健全育成対策事業要綱(山口市制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

3 平成17年10月1日から平成20年3月31日までの間は、[次表](#)の右欄に掲げるものを[第3条](#)の規定により指定した指定管理者とする。

名称	指定管理者
やまびこ学級	山彦学級運営協議会
すずみ学級	すずみ学級運営協議会
うえき学級	大内地区社会福祉協議会
みなみ学級	大内地区社会福祉協議会
しょうだ学級	しょうだ学級運営委員会
ひめやま学級	ひめやま学級運営協議会
さわやか学級	大歳地区留守家庭児童学級運営協議会
もみじ学級	もみじ学級運営協議会
なかよし学級	白石地区留守家庭児童学級運営協議会

わくわく学級	鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会
くすのき学級	仁保地区留守家庭児童学級運営協議会
たんぽぽ学級	二島留守家庭児童学級運営委員会

附 則(平成18年12月25日条例第50号)

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。
(山口市小郡児童クラブ設置及び管理条例の廃止)
- 山口市小郡児童クラブ設置及び管理条例(平成17年山口市条例第97号)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の山口市小郡児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月25日条例第40号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第38号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第42号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日条例第30号)

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に管理を開始する場合における指定管理者の管理指定期間については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月29日条例第36号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第39号)

(施行期日)

- この条例は、平成22年9月1日から施行する
(管理指定期間の特例)
- この条例の施行後最初にみなみ第2学級又はおおぞら学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、改正後の山口市児童クラブ設置及び管理条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則(平成22年9月30日条例第67号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第21号)

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(山口市徳佐児童クラブ設置及び管理条例の廃止)
- 山口市徳佐児童クラブ設置及び管理条例(平成22年山口市条例第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の山口市徳佐児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月21日条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第51号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第25号)

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(準備行為)
- この条例による改正後の山口市児童クラブ設置及び管理条例によるわかくさ第2学級及びひまわり第2学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成26年9月22日条例第33号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年6月25日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第31号で平成28年4月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるすずみ第2学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成28年6月24日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第55号で平成29年4月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるみなみ第3学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成29年6月23日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第34号で平成30年4月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるうえき第3学級及びおひさまクラブ2の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成29年9月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第2号で平成30年1月29日から施行)

附 則(平成30年6月22日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成30年規則第69号で平成31年4月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるひめやま第3学級、さわやか第2学級及びななかよし第2学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和元年6月24日条例第7号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の表やまびこ第2学級の項の次に1項を加える改正規定、同表もみじ第2学級の項の次に1項を加える改正規定及び同表ひまわり第2学級の項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(令和元年規則第18号で令和2年4月1日から施行)

(2) 第2条の表しらさぎ学級の項の改正規定及び同表しらさぎ第2学級の項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(令和2年規則第6号で令和2年10月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるやまびこ第3学級、もみじ第3学級、ひまわり第3学級及びしらさぎ第3学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(管理指定期間の特例)

3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行後最初にやまびこ第3学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後最初にしらさぎ第3学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則(令和2年7月7日条例第19号)

この条例は、令和2年7月17日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和3年規則第52号で令和3年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるはばたき学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(管理指定期間の特例)

- 3 この条例の施行後最初にはばたき学級の管理を行う指定管理者の管理指定期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則(令和3年10月8日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年規則第5号で令和4年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例によるにこにこ学級及び大海なかよし学級の指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則(令和4年10月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和4年規則第47号で令和5年1月10日から施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止について十分考慮して設けなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火訓練は、定期的に行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握する

ことができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、利用者の遊び及び生活の場としての機能並びに利用者が静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、利用者1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、[法第33条の10各号](#)に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、[次の各号](#)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の事業の実施地域

(7) 事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情等への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、[社会福祉法\(昭和26年法律第45号\)第83条](#)に規定する運営適正化委員会が行う[同法第85条第1項](#)の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から当分の間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所(以下「既存事業所」という。)についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない」とする。

(職員に関する経過措置)

第3条 施行日から令和8年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

2 施行日から当分の間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、一の支援の単位を構成する利用者の数については、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない」とする。

附 則(平成28年6月24日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第10条第3項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月13日条例第6号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月7日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月16日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」という。)を実施するため、放課後児童クラブの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「放課後児童クラブ」とは、山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例(平成17年山口市条例第96号)に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業を実施するための本市が所有する施設又は本市以外の者が所有する施設とする。

(名称、位置及び定員)

第3条 放課後児童クラブの名称、位置及び定員は、別表第1のとおりとする。ただし、小学校の長期休業期間(学校教育法施行に関する規則(平成17年山口市教育委員会規則第18号)第4条第1項各号に規定する休業日の期間をいう。以下同じ。)に限り開設する放課後児童クラブについては、市長が別に定める。

2 市長は、受入児童の状況、職員体制その他特別な事情により必要があると認めるときは、前項に規定する定員にかかわらず、受入児童数を変更することができる。

(休所日及び開所時間)

第4条 放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 放課後児童クラブの開所時間は、小学校の放課後から午後6時までとする。ただし、小学校の休業日に当たる場合の開所時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、学校行事その他特別な事情により必要があると認めるときは、休所日を変更し、若しくは臨時に休所し、又は開所時間を変更することができる。

(放課後児童クラブの事業内容)

第5条 放課後児童クラブで実施する事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。

(2) 児童の遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。

(3) 児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。

(4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡に関すること。

(5) 家庭や地域における遊びの環境づくりへの支援に関すること。

(6) 児童の基本的な生活習慣の確立に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成を図る上で必要な活動に関すること。

(入級の要件)

第6条 放課後児童クラブに入級できる者は、本市に住所を有する小学校に就学している児童であつて、その保護者及び児童と同居している親族等(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当することにより、昼間家庭にいないものとする。

(1) 週3日以上就労をするとき。ただし、第7条の長期休業期間中の一時入級を除き、通勤時間を含む終業時刻が14時を超えるものに限る。

(2) 就労に向けて、自宅以外の場所で週3日以上就学又は研修の受講等の技術習得活動をするとき。ただし、第7条の長期休業期間中の一時入級を除き、通学時間を含む終業時刻が14時を超えるものに限る。

(3) 就労に向けて、週3日以上求職活動をするとき。

2 前項に規定するもののほか、本市に住所を有する児童が小学校に就学している場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童は放課後児童クラブに入級できるものとする。

(1) 保護者等の疾病、負傷又は心身障がいにより児童の保育が困難であると認められるとき。

(2) 保護者等が親族の看護又は介護に従事することにより児童の保育が困難であると認められるとき。

(3) 保護者等の出産により児童の保育が困難であると認められるとき。

(4) 災害等による家屋の損失等により児童の保育が困難であると認められるとき。

(5) 市長が児童相談所長等から放課後児童クラブへの入級が必要である旨の報告を受けたとき。

3 別表第1に規定するすぎのこ学級ふれあいクラブに入級できる者は、第1項若しくは前項に規定する入級の要件を満たす児童であつて、特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の特別支援学級をいう。)若しくは特別支援学校(同法第1条の特別支援学校をいう。)に通うもの又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは心身の障がいに関する医師の診断書等を所持しているものとする。

(長期休業期間中の一時入級)

第7条 市長は、放課後児童クラブの運営に支障のない範囲内において、前条に規定する入級の要件を満たす児童について、小学校の長期休業期間に限った放課後児童クラブの入級(以下「長期休業期間中の一時入級」という。)をさせることができる。ただし、長期休業期間中の一時入級以外の入級(以下「通年入級」という。)について第10条に規定する入級決定を受けている場合はこの限りでない。

(入級の申込み)

第8条 放課後児童クラブに児童を入級させようとする保護者(以下「申込者」という。)は、放課後児童クラブ入級申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して、入級させようとする放課後児童クラブを経由して、市長に提出しなければならない。

(入級の決定)

第9条 市長は、前条の規定による入級の申込みがあったときは、その内容を審査の上、入級の可否を決定し、その旨を放課後児童クラブ入級承認等決定(不承認決定)通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

2 受入可能数を超える入級の申込みがあった場合は、申込者ごとに合計指数値(別表第2に規定する指数1及び指数2を合計したものに調整指数を加減した指数値をいう。以下同じ。)を算定し、受入可能数に達するまで合計指数値が高い順に入級させる児童を決定し、合計指数値が同一の場合は同表に規定する優先基準により入級させる児童を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1に規定するすぎのこ学級ふれあいクラブの入級の可否は、児童の障がいの程度、当該施設の状態等を勘案し、かつ、障がい児教育に関し専門的知識を有する者の意見を参考にして決定するものとする。

(入級の期間)

第10条 前条の規定により放課後児童クラブへの入級を承認する決定(以下「入級決定」という。)があった場合において当該放課後児童クラブに入級させることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる区分のいずれにも該当しない場合 4月1日(決定した入級日が4月2日以降の場合は、当該入級日)から当該日が属する年度の末日まで
- (2) 第6条第1項第3号の規定に該当することによる入級決定を受けた場合 決定した入級日から、同日後2か月を経過する日まで
- (3) 第6条第2項第3号の規定に該当することによる入級決定を受けた場合 出産予定日の8週間前から出産後8週間を経過する日が属する月の末日まで
- (4) 第6条第2項第4号の規定に該当することによる入級決定を受けた場合 復旧に要する期間
- (5) 第6条第2項第5号の規定に該当することによる入級決定を受けた場合 市長が必要と認める期間
- (6) 第7条に規定する長期休業期間中の一時入級の入級決定を受けた場合 当該長期休業期間

(変更の届出)

第11条 入級決定を受けた申込者(以下「利用者」という。)は、当該入級決定に係る第8条の申込みの内容に変更があった場合は、その旨を放課後児童クラブ申込事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。この場合において、利用者は入級している放課後児童クラブを経由して市長に届け出ることができるものとする。

(退級の届出)

第12条 利用者は、児童を退級させようとするときは、その旨を放課後児童クラブ退級届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。この場合において、利用者は退級させようとする放課後児童クラブを経由して市長に届け出ることができるものとする。

(入級決定の取消し等)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、入級決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定による申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 保護者の就労の状況等に変更等があったことにより、第6条に規定する入級の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 利用者が、特別の理由なく次条に規定する保育料を3か月以上滞納したとき。
- (4) 利用者が、特別の理由なく2か月以上継続して児童を放課後児童クラブに出席させなかったとき。
- (5) 児童について、放課後児童クラブでの集団生活が困難であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により入級決定を取り消された利用者は、その取消しの事由が消滅したときは、再び第8条の規定による入級の申込みをすることができる。

(保育料)

第14条 利用者は、別表第3に規定する保育料を市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、各区分の保育料を日割りによって計算した額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 保育料は、月を単位として納入しなければならないこととし、当該月に係る保育料は、その月の翌月の末日まで(11月分の保育料については12月26日まで)の間の日で、市長が指定する日までに納入しなければならない。
- 3 前項の規定による納付期限が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)の場合は、当該納付期限後において当該納付期限に最も近い日曜日等でない日を納付期限とする。
- 4 市長は、特別の事情がある場合においては、前2項の規定による納付期限を変更することができる。
(保育料の免除)

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、前条の保育料を免除することができる。

- (1) 利用者の属する世帯(住民基本台帳における世帯をいう。以下同じ。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。
 - (2) 利用者の属する世帯の世帯員及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)がいずれも放課後児童クラブに入級させる年度(以下「入級年度」という。)(4月分から6月分までの保育料については入級年度の前年度)の市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)が非課税であるとき。ただし、当該所得割は、年齢19歳未満の扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この項において同じ。)を有する場合は、年齢15歳未満の当該扶養親族につき33万円の額を、年齢16歳から18歳までの当該扶養親族につき12万円の額を同法第314条の2の所得控除に加算して算定するものとする。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により保育料の免除を受けようとする利用者は、保育料免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、利用者は入級している放課後児童クラブを経由して、市長に提出することができるものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、保育料の免除の可否を決定し、その旨を保育料免除決定(不承認決定)通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。
(実費負担)

第16条 利用者は、第14条に規定する保育料のほか、間食等の提供に要する費用の実費を市長、指定管理者又は市長から委託を受けて放課後児童クラブを運営する団体(以下「運営団体」という。)に支払わなければならない。
(損害賠償)

第17条 利用者は、入級させている児童が、故意又は過失により、放課後児童クラブの施設又は設備を汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は運営団体が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項第1号及び第2号の規定は、平成29年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第8条に規定する入級の申込み、第9条に規定する入級の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。
(山口市放課後児童クラブ実施要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行前に廃止前の山口市放課後児童クラブ実施要綱(平成17年10月1日施行)の規定によってした入級の申込み、入級の決定その他の行為であって、この規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした行為とみなす。

附 則(平成28年12月15日規則第55号の2)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による平成29年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成29年6月16日規則第30号の2)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定によるなかいち学級及びさわやか第2学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成29年12月1日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1はちのこ学級の項の改正規定は、平成30年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による平成30年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成30年11月30日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による平成31年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成31年3月25日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による平成31年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成31年4月26日規則第30号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和元年12月5日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則の規定による令和2年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年4月1日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1ひめやま第3学級の項の次に次のように加える改正規定は、令和2年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるひめやま臨時学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年4月17日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月10日規則第52号の2)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるしらさぎ第3学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月31日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1おおぞら学級の項の改正規定は、令和3年5月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による令和3年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年6月1日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1大歳臨時学級の項の改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による大歳臨時学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年8月3日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるはばたき学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年12月28日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(令和3年山口市条例第29号)の施行の日から施行する。ただし、別表第2の3 指数2 児童の状況に関する指数の表小学1年生の項から小学3年生の項までの改正規定及び別表第2の4 調整指数の表に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による令和4年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和4年12月7日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1やまびこ学級の項の改正規定は、令和5年1月10日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則によるなかいち学級及びやまびこ学級の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和5年3月6日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の山口市放課後児童クラブ運営規則による令和5年度の入級に係る入級の申込み、入級の可否の決定その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第1(第3条関係)

名称	位置	定員
わかくさ学級	山口市大殿大路213番地	60人
わかくさ第2学級	山口市大殿大路213番地	60人
あっと児童クラブ	山口市下堅小路254番地	60人
なかよし学級	山口市白石一丁目10番1号	60人
なかよし第2学級	山口市白石一丁目10番1号	60人
なかよし第3学級	山口市白石二丁目2番19号	32人
なかいち学級	山口市中市町3番8号	60人
やまびこ学級	山口市元町2番26号	60人
やまびこ第2学級	山口市元町3番16号	60人
やまびこ第3学級	山口市元町3番16号	50人
すぎのこ学級	山口市三和町3番3号(三和児童館内)	20人
すぎのこ学級 (すぎのこ学級ふれあいクラブ)	山口市三和町3番3号(三和児童館内)	5人
くすのき学級	山口市仁保中郷82番地	30人
しょうだ学級	山口市下小鯖2519番地	50人
うえき学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号	40人
うえき第2学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号	50人
うえき第3学級	山口市大内矢田北一丁目16番1号	60人
みなみ学級	山口市大内矢田南二丁目3番5号	40人
みなみ第2学級	山口市大内矢田南二丁目3番6号	50人
みなみ第3学級	山口市大内矢田南二丁目3番7号	60人
すずみ学級	山口市宮野下3017番地	60人
すずみ第2学級	山口市宮野下3017番地	55人
もみじ学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号	60人
もみじ第2学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号	56人

もみじ第3学級	山口市吉敷佐畑三丁目3番3号	60人
ひめやま学級	山口市黒川1214番地1	50人
ひめやま第2学級	山口市黒川1214番地1	50人
ひめやま第3学級	山口市黒川1214番地1	60人
平川臨時学級	山口市黒川1210番地1(平川幼稚園内)	25人
さわやか学級	山口市矢原1486番地	50人
さわやか第2学級	山口市矢原1486番地	60人
大歳臨時学級	山口市矢原1486番地	30人
まなび学級	山口市矢原887番地7(めばえ保育園内)	35人
たけのこ学級	山口市陶4713番地1(陶隣保館内)	24人
わくわく学級	山口市鑄銭司4058番地	20人
にこにこ学級	山口市名田島1536番地1	25人
たんぼぼ学級	山口市秋穂二島6165番地	45人
おおぞら学級	山口市嘉川1399番地1	60人
嘉川臨時学級	山口市嘉川4986番地(嘉川小学校内)	50人
仲よし学級	山口市江崎2712番地1(嘉川保育園内)	30人
はばたき学級	山口市佐山1340番地1	50人
ひまわり学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	60人
ひまわり第2学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	60人
ひまわり第3学級	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	60人
はちのこ学級	山口市小郡下郷254番地3	60人
はちのこ第2学級	山口市小郡下郷254番地3	50人
しらすぎ学級	山口市小郡緑町8番6号	60人
しらすぎ第2学級	山口市小郡緑町7番30号	50人
しらすぎ第3学級	山口市小郡緑町8番6号	60人
秋穂児童にこにこ学級	山口市秋穂東6527番地2	45人
大海なかよし学級	山口市秋穂東2566番地2	40人
おひさまクラブ1	山口市阿知須2735番地1(あじす保育園内)	55人
おひさまクラブ2	山口市阿知須4251番地	60人
井関にこにこクラブ	山口市阿知須1639番地(井関小学校内)	60人
出雲児童クラブ	山口市徳地堀1551番地(中央小学校内)	30人
島地児童クラブ	山口市徳地島地16番地(島地小学校内)	25人
八坂児童クラブ	山口市徳地八坂1226番地(八坂小学校旧寄宿舎内)	20人
徳佐児童クラブ	山口市阿東徳佐中3287番地9	25人
さくら児童クラブ	山口市阿東地福下1234番地1(さくら小学校内)	20人

別表第2(第9条関係)

1 指数1 保護者等の就労の状況等に関する指数(通年入級)

区分	就労等の形態	就労等の日数及び時間	指数				
			週5日以上	週4日	週3日		
保護者等の状況(就労等)	1	自宅以外の場所での就労(自宅以外の場所で自営業を営む場合を含む。)、就学又は技術習得	終業時刻が一定している場合	終業時刻(通勤時間を含む。)			
				17時1分から18時まで	10	9	5
				16時1分から17時まで	8	7	3
				15時1分から16時まで	6	5	2
			14時1分から15時まで	4	3	1	
	終業時刻が一定していない場合	月曜日から土曜日までの間のそれぞれ14時(土曜日については8時)から18時までの勤務時間(通勤時間を含む。)を合計した時間					

			16時間以上	10	9	5	
			11時間以上16時間未満	8	7	3	
			6時間以上11時間未満	6	5	2	
			6時間未満	4	3	1	
		夜間勤務等の場合	終業時刻が一定している場合	終業時刻(通勤時間を含む。)に8時間を加算した時刻			
				17時1分から18時まで	10	9	5
				16時1分から17時まで	8	7	3
				15時1分から16時まで	6	5	2
				14時1分から15時まで	4	3	1
		終業時刻が一定していない場合	月曜日から土曜日までの間のそれぞれ14時(土曜日については8時)から終業時刻(通勤時間を含む。)に8時間を加算した時刻(18時1分を超える場合は18時)までの時間を合計した時間				
			16時間以上	10	9	5	
			11時間以上16時間未満	8	7	3	
			6時間以上11時間未満	6	5	2	
			6時間未満	4	3	1	
2	自宅での就労	1の項の該当する指数の値から1を控除した値					
保護者等の状況(就労以外)	3	週3日以上 of 求職活動				1	
	4	疾病、負傷又は心身障がい	疾病、負傷	1か月以上の入院		10	
				居宅での療養、通院	精神性、感染性の疾病等		10
					常時就床		10
					安静(1日4時間以上の就床)		8
					その他の療養		6
				入院及び通院の繰返し		8	
	心身障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳を所持		10			
		身体障害者手帳3級を所持		8			
		身体障害者手帳4級又は療育手帳Bを所持		6			
	5	看護又は介護	入院又は通院等の付添い	週5日以上、かつ、昼間4時間以上の付添いを常態		10	
				週3日以上、かつ、昼間4時間以上の付添いを常態		8	
		自宅での看護又は介護	重度障がい児又は重度障がい者、精神性疾患を有する者等の看護又は介護を常態		9		
その他の看護又は介護を常態			7				
6	出産(産前8週、産後8週)				10		
7	災害等による家屋の損失等				10		
8	児童相談所長等から放課後児童クラブへの入級が必要である旨の報告を受けた場合				市長が別に定める値		

備考

- 1 終業時刻には残業時間は含めない。
- 2 保護者等の状況を証する書類が提出されていない場合の指数は零とする。
- 3 就学又は技術習得に係るものについては、「通勤時間」とあるのは「通学時間」と、「勤務時間」とあるのは「修学時間」と読み替えるものとする。
- 2 指数1 保護者等の就労の状況等に関する指数(長期休業期間中の一時入級)

区分	就労等の形態	就労等の日数及び時間	指数
----	--------	------------	----

			週5日 以上	週4日	週3日		
保護者等の 状況(就労等)	1	自宅以外の場 所での就労(自 宅以外の場所 で自営業を営 む場合を含 む。)、就学又 は技術習得	終業時刻が一定している 場合	終業時刻(通勤時間を含む。)			
				16時1分から18時まで	10	9	5
				14時1分から16時まで	8	7	3
				12時1分から14時まで	6	5	2
			12時以前	4	3	1	
			終業時刻が一定してい ない場合	月曜日から土曜日までの間のそれぞれ8時から18時までの 勤務時間(通勤時間を含む。)を合計した時間			
				40時間以上	10	9	5
				30時間以上40時間未満	8	7	3
		20時間以上30時間未満		6	5	2	
		夜間勤務 等の場合	終業時刻が一 定している場 合	終業時刻(通勤時間を含む。)に8時間を加算した時刻			
				16時1分から18時まで	10	9	5
				14時1分から16時まで	8	7	3
				12時1分から14時まで	6	5	2
			12時以前	4	3	1	
			終業時刻が一 定していない 場合	月曜日から土曜日までの間のそれぞれ8時から終業時刻(通 勤時間を含む。)に8時間を加算した時刻(18時1分を超える 場合は18時)までの時間を合計した時間			
				40時間以上	10	9	5
30時間以上40時間未満	8			7	3		
20時間以上30時間未満	6	5		2			
20時間未満	4	3	1				
2	自宅での就労	1の項の該当する指数の値から1を控除した値					
保護者等の 状況(就労以 外)	3	週3日以上 of 求職活動			1		
	4	疾病、負傷又 は心身障がい	疾病、負傷	1か月以上の入院		10	
				居室での療 養、通院	精神性、感染性の疾病等	10	
					常時就床	10	
					安静(1日4時間以上の就 床)	8	
				その他の療養	6		
		入院及び通院の繰返し		8			
		心身障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育 手帳A又は精神障害者保健福祉手帳を所 持		10		
	身体障害者手帳3級を所持		8				
	身体障害者手帳4級又は療育手帳Bを所 持		6				
	5	看護又は介護	入院又は通院等の付 添い	週5日以上、かつ、昼間4時間以上の付 添いを常態		10	
				週3日以上、かつ、昼間4時間以上の付 添いを常態		8	
		自宅での看護又は介 護	重度障がい児又は重度障がい者、精神 性疾患を有する者等の看護又は介護を 常態		9		
その他の看護又は介護を常態			7				
6	出産(産前8週、産後8週)			10			
7	災害等による家屋の損失等			10			
8	児童相談所長等から放課後児童クラブへの入級が必要である旨の報告を受けた 場合			市長が別に定める値			

備考

- 1 終業時刻には残業時間は含めない。
 - 2 保護者等の状況を証する書類が提出されていない場合の指数は零とする。
 - 3 就学又は技術習得に係るものについては、「通勤時間」とあるのは「通学時間」と、「勤務時間」とあるのは「修学時間」と読み替えるものとする。
- 3 指数2 児童の状況に関する指数

区分	指数
小学1年生	16
小学2年生	15
小学3年生	8
小学4年生	3
小学5年生	2
小学6年生	1

4 調整指数

区分	児童等の特殊事情等	調整指数
1	児童の属する世帯が母子世帯又は父子世帯の場合	+3
2	単身赴任、長期入院等で児童と生活を共にしていない親がいる世帯(母子世帯又は父子世帯を除く。)	+2
3	児童の両親が不存在の場合	+3
4	児童の属する世帯が生活保護法の規定による保護を受給している場合	+2
5	児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、保護者がその写しを提出した場合	+4
6	5の項に掲げるもののほか、児童が医師から心身の障がいがあると診断されている場合	+3
7	5の項及び6の項に掲げるもののほか、小学校長等が児童に対して特段の配慮が必要であると判断している場合	+2
8	児童の保護者が幼稚園教諭又は保育士として現に市内で勤務している場合	+3
9	児童の保護者が放課後児童支援員又は補助員として現に市内で勤務している場合	+20
10	児童の保護者が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、その写しを提出した場合	+2
11	利用者が第14条に規定する保育料又は第16条に規定する費用(以下「保育料等」という。)を滞納している場合(児童の兄姉の入級に係る保育料等を含む。)	-2
12	児童の保護者が自営業、農業等に従事し、給与の支払いを受けていない場合	-2

5 合計指数値が同一の場合の優先基準

区分	優先する児童
1	学年が低い方の児童
2	母子世帯又は父子世帯であって、児童の小学校区内に祖父母が居住していない児童
3	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
4	保護者の就労日数が多い方の児童
5	保護者の帰宅時刻が遅い方の児童
6	児童の小学校区内に祖父母が居住していない児童
7	児童がそれぞれ前年度に放課後児童クラブに入級していた場合は、前年度の放課後児童クラブの出席日数が多い方の児童
8	利用者が保育料等を滞納していない児童

備考 1の項から8の項までの順に、入級させるべき児童が特定できるまで審査するものとし、入級させるべき児童が特定できたときはそれをもって決定とする。

別表第3(第14条関係)

区分	保育料(月額)
通年入級	3,000円

長期休業期間中の一時入級	学年始め休業	1,000円
	夏季休業	8,000円
	冬季休業	2,000円
	学年末休業	1,000円

様式第1号(第8条関係)

様式第1号(第8条関係)

年度 放課後児童クラブ入級申込書

学級・児童クラブ

※太枠内を記入してください。

(宛先) 山口市長

年 月 日

放課後児童クラブへの入級について、次の(1)から(3)までの記載事項に同意した上で、関係書類を添えて申し込みます。

- (1) 山口市、各放課後児童クラブ、各小学校、関係機関等において、放課後児童クラブの運営上必要な場合は、入級児童に関する情報を相互に提供すること。
- (2) 山口市長が、放課後児童クラブの運営業務のために住民基本台帳及び課税台帳の情報を利用すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入級の決定を取り消す場合があること。
 - ① 申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。
 - ② 保護者の就労の状況等に変更等があったことにより、入級の要件を満たさなくなったとき。
 - ③ 特別の理由なく放課後児童クラブの保育料を3か月以上滞納したとき。
 - ④ 特別の理由なく2か月以上継続して児童を放課後児童クラブに出席させなかったとき。
 - ⑤ 放課後児童クラブでの集団生活が困難であると認められるとき。

保護者氏名 電話番号(自宅)

郵便番号

住 所 山口市

携帯電話番号 (父) (母)

入級希望 児童氏名	(ふりがな)	男 生年 月 日	女 生年 月 日	年 月 日	3月までの保育園・幼稚園等の名称					
					保育園・幼稚園					
					4月からの学校名・学年					
					小学校・年					
同居家族	続柄	氏名	年齢	生年月日	勤務先、学校名等					
世帯の状況 (該当するものに✓を記入)					児童の状況について 1. 健康状態等で特に配慮すべき事項 () 2. 今までにかかった病気 () 3. 長所、短所、くせ等 () 4. 食物アレルギー(有・無) () 5. 特別な配慮を必要とされますか () 6. その他、特に伝えておきたいこと ()					
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> その他()										
放課後児童クラブの利用希望 (希望する欄に「○」を記入してください。)										
	月	火	水	木		金	土	長期休業期間		
							学年始め	夏季	冬季	学年末
						午前				
午後5時まで										
午後6時まで						午後				
放課後児童クラブを利用しない日の児童の予定										
放課後児童クラブから自宅までの経路 (略図)										

(裏面も記入してください。)

※太枠内を記入してください。

		父の状況	母の状況		
就 労 の 場 合	勤務先				
	所在地				
	電話番号				
	勤務日数 就労時間	週平均 日勤務 休日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 ※残業時間を除く。	週平均 日勤務 休日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 ※残業時間を除く。		
就 労 以 外 の 場 合	出産		出産予定日： 年 月 日 出 産 日： 年 月 日		
	心身 障がい	障がい名 () 障がい等級 級	障がい名 () 障がい等級 級		
	疾病、 負傷	入院 ・ 通院 ・ 入院予定 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	入院 ・ 通院 ・ 入院予定 期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
	看護、 介護	看護等が必要とする方の氏名 () 時 ~ 時 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	看護等が必要とする方の氏名 () 時 ~ 時 期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
	その他				
<p>祖父母の状況について、次の(1)(2)に記入してください。(なお、祖父母が市内に居住している場合は(3)~(5)についても記入してください。)</p>					
父 方	(1)住所	母 方	(1)住所
	(2)祖父氏名	祖父氏名		(2)祖父氏名	祖母氏名
	(3)祖父年齢	才 祖父年齢 才		(3)祖父年齢	才 祖母年齢 才
	(4)連絡先		(4)連絡先
	(5)祖父勤務先	祖父勤務先		(5)祖父勤務先	祖母勤務先
<p>添付書類</p> <p>1. 保護者が就労の場合 就労証明書又は自営申立書(原本)</p> <p>2. 保護者が就労以外の場合 上記の記載事項を証明する書類</p>					

様式第2号(第9条関係)

放課後児童クラブ入級承認等決定(不承認決定)通知書

年 月 日

様

山口市長



放課後児童クラブの入級について、下記のとおり決定したので山口市放課後児童クラブ運営規則第9条第1項の規定により通知します。
記

児童氏名		生年月日	年 月 日
学級名			
決定内容	入級要件を満たしている。 <input type="checkbox"/> 承認 入級承認期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	<input type="checkbox"/> 待機 受入児童数を超過しているため、入級日が確定し次第、別途通知します。		
	入級要件を満たしていない。 <input type="checkbox"/> 不承認		
不承認の理由			
保育料	1か月 円 ※別途間食代の実費を徴収します。		
備考	1 入級申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。 2 入級承認期間中であっても、次のいずれかに該当するときは、入級承認の決定を取り消すことがあります。 (1) 申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。 (2) 保護者の就労の状況等に変更等があったことにより、入級の要件を満たさなくなったとき。 (3) 特別の理由なく放課後児童クラブの保育料を3か月以上滞納したとき。 (4) 特別の理由なく2か月以上継続して児童を放課後児童クラブに出席させなかったとき。 (5) 放課後児童クラブでの集団生活が困難であると認められるとき。		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第11条関係)

放課後児童クラブ申込事項変更届

年 月 日

(宛先) 山口市長

申込者 住所
(保護者) 氏名
(自筆による署名又は記名押印)
電話番号

放課後児童クラブの入級の申込事項に変更があったので、山口市放課後児童クラブ運営規則第11条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

児童氏名		生年月日	年 月 日
学級名			
変更内容(変更があった項目のみ記入してください。)			
	新	旧	
名 前			
住 所			
電話番号			
勤務先			
勤務先住所			
勤務先電話番号			
勤務日数	週平均 日勤務 休日()	週平均 日勤務 休日()	
就労時間	時 分~ 時 分※残業時間を除く。	時 分~ 時 分※残業時間を除く。	
その他			

様式第4号(第12条関係)

放課後児童クラブ退級届

年 月 日

(宛先) 山口市長

利用者 住所

(保護者) 氏名

(自筆による署名又は記名押印)

電話番号

放課後児童クラブを退級しますので、山口市放課後児童クラブ運営規則第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

児童氏名		生年月日	年 月 日
学級名			
退級年月日	年 月 日		
退級理由			

様式第5号(第15条関係)

保育料免除申請書

年 月 日

(宛先) 山口市長

利用者 住所

(保護者) 氏名

(自筆による署名又は記名押印)

電話番号

保育料の免除を受けたいので、山口市放課後児童クラブ運営規則第15条第2項の規定により下記のとおり申請します。また、山口市長が免除の審査のために世帯の課税状況等について調査することに同意します。

記

児童氏名		生年月日	年 月 日
学級名			
父の氏名		生年月日	年 月 日
母の氏名		生年月日	年 月 日
世帯員氏名 (続柄)	()	生年月日	年 月 日
	()	生年月日	年 月 日
	()	生年月日	年 月 日

申請理由	<p>該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>1 生活保護を受給している。（ 年 月 日から）</p> <p>2 全世帯員等について、入級年度（4月分から6月分までの保育料については入級年度の前年度）の市町村民税の所得割が課されていない。（他の市区町村から転入された方は、所得課税証明書を添付してください。）</p> <p>3 その他（災害等）</p>
------	---

（職員記載欄） この欄には記入しないでください。

	免除期間	市町村民税の所得割	父	母	世帯員	審査結果
審査欄	6月分まで	前年度	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	7月分以降	今年度	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

様式第6号(第15条関係)

保育料免除決定(不承認決定)通知書

年 月 日

様

山口市長



年 月 日付けで申請のあった年度の保育料の免除について下記のとおり決定したので、山口市放課後児童クラブ運営規則第15条第3項の規定により通知します。

記

児童氏名		生年月日	年 月 日
学級名			
決定内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 不承認		
免除期間	年 月分から 年 月分まで		
不承認の理由			
備考			